

所得税の確定申告の期限がせまっています

平成 28 年分の申告・納付期限

- ・所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納付の期限 3月15日(水)
- ・消費税および地方消費税(個人事業者)の申告と納付の期限 3月31日(金)

★延長窓口サービス★ 毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。町税の納付など、お気軽にご利用ください。

平成 29 年度 町税納期限一覧表

種目	発送日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税	6月15日			30日 全期・1期		31日 2期		31日 3期			31日 4期		
固定資産税	4月17日	5月1日 全期・1期			31日 2期		10月2日 3期			25日 4期			
国民健康 保険税	1~2期分 5月16日		31日 全期・1期	30日 2期									
	3~10期分 7月18日				31日 全期・3期	31日 4期	10月2日 5期	31日 6期	30日 7期	25日 8期	31日 9期	28日 10期	
軽自動車税	4月17日	5月1日 全期											

※町県民税、固定資産税の全期前納期限日は、それぞれの第1期分納付期限日です。
 ※国民健康保険税の口座振替についても申し込みにより全期前納していただけます。
 ※国民健康保険税の全期納付期限日は、第1期および第3期分納付期限日です。

国民健康保険証更新のお知らせ

新しい国民健康保険証は3月下旬に各家庭へ郵送します。保険証が届きましたら、住所、氏名など記載内容を確認し、大切に保管してください。なお期限切れの保険証は、ご自身の責任において、裁断し破棄して頂くか、保険年金課まで返却をお願いします。

保険証は簡易書留で郵送します。普通郵便のように郵便物を各家庭の郵便受けに届けるのではなく、郵便局の配達員が直接皆さんにお渡しします。また、受け取りの際には受領印が必要となります。

・配達時に不在だった場合

保険証配達時に不在だった場合は、郵便局員が「不在連絡票」をおいていきます。受け取り方法などは、「不在連絡票」でご確認ください。

・郵便局での保管期限が過ぎた場合

郵便局での保管期限が過ぎた場合、保険証は役場に戻ります。その際には、役場で新しい保険証をお渡ししますので、それまで使用していた保険証(期限切れのもの)と印鑑、本人確認のできるもの(運転免許証等)を持参し、保険年金課3番窓口までお越しください。

・国民健康保険税の支払いが遅れている方

保険税は、私たちの医療費に充てられる貴重な財源です。保険税の支払いが遅れている世帯には、保険証の郵送はいたしませんので、保険年金課でお受け取りください。

・保険証の有効期限

今回、発送する保険証の有効期限は4月1日から平成30年3月31日までです。

・その他

会社などの社会保険などに加入された方は、国民健康保険の資格喪失届出を行わないと、2つの保険に加入していることとなります。社会保険証などを受け取った場合は、加入者の確認をし、早めに手続きをお願いします。その際には、①印鑑②国民健康保険証③社会保険などの保険証④本人確認のできるもの(運転免許証等)⑤世帯主と対象の方の個人番号カードまたは通知カードを持参し、保険年金課3番窓口までお越しください。

問い合わせ 保険年金課

☎45・3111(内線115)

池田温泉新館 物産販売所出店者募集

池田温泉新館物産販売所の入店希望者を募集します。

- ・募集ブース、東より4ブース目、5ブース目(1ブースあたり、間口2.5m×奥行3.5m(柱間寸法)面積6平方メートル)
- ・テナント使用料は、月額6,800円(電気代・水道代等諸経費別)
- ・販売品目は池田町の特産品など町施設での販売にふさわしい物とします。
- ・申し込み締め切り 3月31日(金)
- ・なお出店決定につきましては、審査があります。

申し込み・問い合わせ

池田温泉新館 ☎45・0261